

中部圏地域生活支援拠点等の実施について

【概要】

障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る地域生活支援拠点等の整備を行うもの。

<目的>

- ・緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
- ・体験の機会の提供を通じて、施設や親元から GH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

【拠点等に必要な機能】

① 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業が、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

【中部圏域における体制】

地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備を「面的整備型」として整備することとする。

※別紙イメージ図参照

【手続きの手順】

① 運営規程の変更

- ・拠点等の機能を担う旨の記載

② 市町への届出

- ・事業所が所在する市町へ届出を提出

<届出に必要なもの>

届出書（〇〇市町地域生活支援拠点等届出書様式第1号）、運営規程

③ 承認

- ・市町より事業所へ承認書（〇〇市町地域生活支援拠点等届出書様式第3号）の交付

④ 加算の届出

- ・事業所より、中部県民福祉局または市町へ加算の届出

<届出に必要なもの>

変更届出書、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号）、体制状況等一覧及び各加算添付の届出

※加算の届出については、サービスによって不要なものもあります。

【検証・検討】

拠点等の機能の充実に向けた検証・検討を、市町・関係機関と実施する。

【周知・情報共有】

- ・拠点等登録事業所を市町、基幹相談支援センター、一般相談事業所で共有。
- ・中部圏域自立支援協議会ホームページ上で拠点等整備の登録状況等を掲載。